

姫路歓楽街活性化協議会規約

第1章 総則

【名称】

第1条 本会は「姫路歓楽街活性化協議会」（以下「協議会」という）と称する。

【目的】

第2条 協議会は姫路歓楽街活性化の総合的な推進に関し必要な事項について協議し、事業者相互の連携をはかり、事業の効果を高めることを目的とする。

【活動】

第3条 協議会は、その目的を達成するため次の活動を行う

- (1) 姫路歓楽街の情報発信 ホームページやMAPなどの制作
- (2) 姫路歓楽街のための情報交換
- (3) 姫路歓楽街に関する関係者相互の意見交換及び総合調整
- (4) その他協議会の趣旨に沿った活動の企画及び実施

第2章 委員

【委員の種類】

第4条 協議会の委員は次の者により構成される。

- (1) 協議会において特に必要と認める者及び協議会の目的に賛同し、姫路歓楽街の活性化に関する具体的な事業等を行う者。

【入会】

第5条 協議会に入会しようとする者は、入会申し込み書により申し込み、運営委員会の承認を得なければならない。

【退会】

第6条 委員は協議会を退会しようとするときは、その旨を書面により事務局に届け出なければならない。

第3章 役員

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員（うち1名を代表委員とする）
- (2) 事務局長
- (3) 運営委員

【役員を選任】

第8条 委員は協議会委員の中から選出し、総会の承認を得る。

【任期】

第9条 役員は任期は2年とする。但し再任は妨げない。

【職務】

第10条 代表委員は、協議会を代表し、会務を統括する。

- (2) 委員は代表委員を補佐し、代表委員に事故あるときは職務を代行する。
- (3) 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営のための活動を行う。

第4章 会議

【会議】

第11条 協議会は、以下の会議を開催する

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 事業別プロジェクト検討会議

【総会】

第12条 総会は、毎年1回開催し、第3条（1）及び（2）（3）に定める事項のほか、活動計画及び収支予算、活動報告及び収支決算、規約の改正、委員の承認その他必要と認める事項を議決する。

- (2) 総会は、代表委員が召集し、代表委員が議長となる。
- (3) 総会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【運営委員会】

第13条 運営委員会は、必要に応じて開催し、前条第1項に定める事項について審議し総会に報告するほか、新たな委員の入会について承認する。

- (2) 運営委員会は運営委員長が召集する。
- (3) 運営委員会の議事は、出席者の過半数を持ってこれを決し、可否同数のときは、運営委員長の決するところによる。
- (4) 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

【事業別プロジェクト会議】

第14条 事業別プロジェクト検討会議は必要に応じて設置し、予定される事業ごとに関係者が事業推進のための課題等について協議する。

- (2) 事業別プロジェクト検討会議は、事業主体者が招集し、協議会委員又は事務局が参加する。
- (3) 事業別プロジェクト検討会議は、協議内容等活動状況を適宜運営委員会に報告する元とする。

【事務局】

第15条 協議会の事務局は姫路市飾磨区野田町 127 高田姫路南ビル3Fに置く。

TEL 079-241-2284 FAX 079-221-8361

第5章 会計

【会計】

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【経費の負担】

第17条 協議会の運営に要する経費は、会費、補助金及び負担金、その他の収入をもってあてる。

- (2) 会費については別途運営委員会で協議し、決定するものとする。
(基本的には、特別な事項が起こらない限り徴収しない。又委員全員の了解のもと決定する。)

附則

1. 本規約は、平成22年5月1日から施行する。
2. この規約の施行の際、現に姫路歓楽街活性化協議会準備会に入会届けを提出している者は第4条に定める委員とする。
3. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、運営委員会の承認を得て代表委員が別に定める。